

(別添)

処遇改善交付金 長妻大臣会見要旨

(平成21年10月14日(水))

大臣：介護職員処遇改善交付金は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成するもので、現在各都道府県で申請を受け付けているところ。これまでの申請状況は、全事業所の48%程度で半分を割っているのが現状。

なぜ半分以上なのか、今の時点で考えると、一つは平成24年度以降の継続が明らかではないこと。あるいは、政権での議論の中で執行停止になるのではないかと懸念があるとすれば、まずお詫び申し上げたい。本交付金については継続したいと考えていると明確に申し上げる。

その上で、平成24年度以降にどうなるか確定していないが、我々としては、24年度以降についても介護職員の処遇改善に取り組んでまいりたい。事業所におかれては、ぜひ申請していただいて、交付金をご活用いただきたい。できれば100%の事業所に申請していただきたいとのメッセージを申し上げます。

先ほど48%と申し上げたが、この数字は、あくまで全国平均であり、近い将来、都道府県ごとの申請率も公表していきたい。多くの事業所に交付金の申請をしていただくようお願い申し上げます。

山井政務官：大臣の発言に補足させていただく。ぜひ100%の事業所で介護職員の賃金が10月から1.5万円上がるようにしていきたい。そのための基金の額を積んでいる。しかし、まだ申請率は48%だ。一部では締切が終わっている都道府県もある。緊急雇用とも絡むが、是非とも1.5万円の賃金引き上げをしたい。事業所によっては毎月上げるところや一時金の形で払うところなど、いろんな方法がある。

問題点として、「この基金が執行停止なるのではないかと」の懸念や「2年半後になくなるのであれば賃金は上げられない」とか、「介護職員しか賃金が上がらず、一緒に働く他の職員の賃金を上げられない」といった不安の中で、躊躇するといった声もあったが、ぜひ100%の介護職員の方々の賃金を引き上げていただきたい。そのために48%という数字を公表した。都道府県によってかなり格差があり、近い将来、どの自治体が高くどこが低いのかを公表したい。

(質疑応答)

記者：平成23年度まで4,000億円で1.5万円の引上げを実施していくということでしょうか。

大臣：正確には3,975億円。そういうことです。

記者：平成24年度以降も1.5万円ベースの引き上げ額を確保していくのか。または別途さらに引き上げるのか。

大臣：私どもとしては、介護は立て直しの機会だと思う。私自身は、平成24年度以降についてはこれまでのベース以上で実行したいと考えている。

記者：4万円に近い金額になるのか。

大臣：私自身は、その金額を目指したい。

記者：予算措置して継続させるのか。

大臣：介護職員全体への対応としてどれがふさわしいのか、例えば職業訓練を充実させることで介護従事者を増やす対応なども考えている。その中で、もっと介護の職に就いていただける施策が考えられるのか検討したい。平成24年度までにどんな方法が考えられるのか検討していきたい。

(文責：老健局介護保険計画課)